

(公財)藤沢市まちづくり協会運営補助金交付要綱

制定 平成23年4月1日

(趣旨)

第1条 市長は、出資団体である(公財)藤沢市まちづくり協会の適正かつ円滑な運営を図るため、その運営及び事業に必要な役員等の人件費の額の一部に対し、藤沢市補助金交付規則(昭和35年藤沢市規則第11号。以下「規則」という。)及びこの要綱に基づき、予算の範囲内において、藤沢市出資団体運営補助金(以下「補助金」という。)を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において、「出資団体」とは、藤沢市が基本金の四分の一以上を出資している法人をいう。

(補助の対象事業等)

第3条 この要綱において、補助の対象となる事業は出資団体運営事業とし、補助対象は出資団体の運営及び事業に必要な役員等の人件費とし、その補助率は10割以内とする。

(補助金交付の申請手続)

第4条 補助金の交付を受けようとするものは、藤沢市出資団体運営補助金交付申請書(第1号様式)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 出資団体事業計画書

(2) 出資団体収支予算書

(補助金交付の決定)

第5条 市長は、前条の規定により補助金交付の申請があったときは、交付の可否を審査し、適当と認めるものについて、交付を決定し、藤沢市出資団体運営補助金交付決定通知書(第2号様式)により当該申請者に通知するものとする。

(事業の計画変更)

第6条 前条の規定により、補助金交付の決定通知を受けたものが、当該事業の計画を変更しようとするときは、藤沢市出資団体運営補助金事業計画変更承認申請書(第3号様式)に必要な書類を添えて、市長に提出し、承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定により事業計画変更承認申請があったときは、変更承認の可否を審査し、適当と認めるものについて、藤沢市出資団体運営補助金事業計画変更承認通知書(第4号様式)により通知する。

(補助金の交付時期)

第7条 補助金は、当該補助の対象が人件費であるため、年度当初から支出する必要があるものであることから、事業運営に支障がないよう事業完了前に交付するものとする。

2 前項の規定により補助金の交付を受けようとするものは、別に定める請求書を市長に提出しなければならない。

(事業実績報告書の提出)

第8条 補助金の交付を受けたものは、当該事業完了後1月以内に、藤沢市出資団体運営補助金事業実績報告書(第5号様式)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 収支決算書
 - (2) 人件費内訳表
- (備付帳簿)

第9条 補助金の交付を受けたものは、事業の施行に関し、必要な帳簿等を備え付け、5年間保管整備しておかなければならない。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

(検討)

2 市長は、令和10年3月31日までにこの要綱の施行状況について検討を加え、その結果について必要な措置を講ずるものとする。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。